

育児休業終了時にその育児休業に係る3歳未満の子を養育し、標準報酬月額の設定を希望する場合

標準報酬育児休業等終了時改定申出書

共済事務担当者印

・報酬が上がった場合も申し出ることができる。
 ※報酬が下がることにより標準報酬月額が下がる場合、
 3歳未満養育特例の手続きをあわせて行うとよい。〔整理番号56-6〕



(フリガナ) 申出者氏名	キョウサイ ハルコ 共済 春子		申出者 生年月日	昭和 平成	〇〇年12月27日
所属所名	鹿児島市立共済小学校		組合員証 記号番号	職員番号と同じ 公立鹿 876543	
職名	教諭				
育児休業等 承認期間	休業開始日			休業終了日(復職日の前日)	
	令和〇〇年 1月27日			令和〇〇年 11月30日	
育児休業等 に係る子	(フリガナ) 氏名	キョウサイ ナツコ 共済 夏子		性別	男 女
	生年月日	令和△△年12月 1日			
<p>地方公務員等共済組合法第43条第12項の規定により、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定することの希望を申し出ます。</p> <p>公立学校共済組合鹿児島支部長 殿</p> <p>令和〇〇年12月 1日</p> <p>住所 鹿児島市共済町2-2</p> <p>申出者 氏名 共済 春子</p>					
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p>令和〇〇年12月 1日</p> <p>職名 校長</p> <p>所属所長 氏名 鹿児島 一郎</p>					



備考 「育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間」とは、育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月がある場合、その月は育児休業等終了時改定の算定に使用しません。